

公財)日本スポーツ協会 指導者資格 「資格保留者」及び「資格停止者」の再登録方法について

公益財団法人 日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録規定（抜粋）

第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。

2 前項の更新にあたっては、資格有効期間が切れる6ヵ月前までに本会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

3 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。ただし、本会が特に認めた場合には、期間を過ぎても登録することができる。

※※資格保留後6ヵ月以内の義務研修受講が条件です。以降は「資格停止」となります。

JSPO 登録規定 細則（抜粋）

第8条（資格の保留・停止）

本細則第4条※に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「資格保留」となる。

2 資格保留期間は有効期限後1年間とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うことができる。※※

3 保留後1年間経過した場合、「資格停止」となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

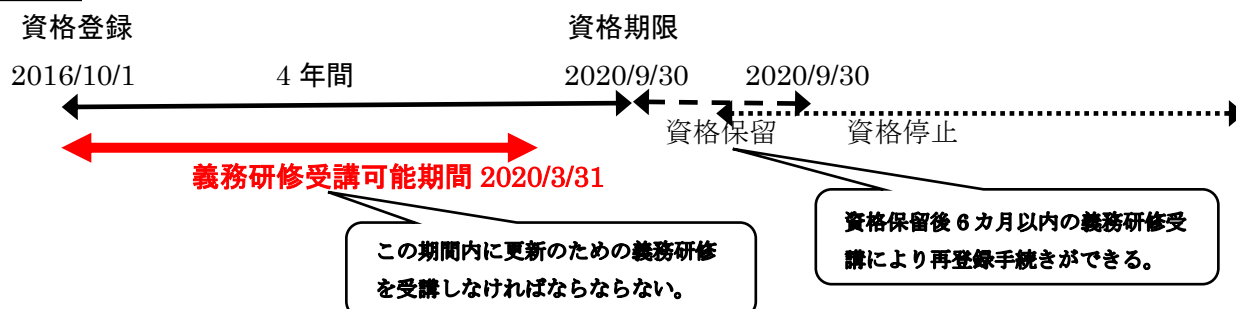
※※ 資格保留後6ヵ月以内の義務研修受講が条件。以降は「資格停止」となります。

第9条（資格の再登録）

「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。

※ 2018年度から、原則として資格保留から2期(8年)を超えるものに対して、公益財団法人日本バレーボール協会(JVA)指導普及委員会として、復活・再登録作業を行わない。

例



再登録申請手続きについて

日本バレーボール協会では、日本体育協会に年間2回、再登録申請をいたします。

前期：4月30日まで

後期：10月31日まで

これらの日程を超えた場合、「資格停止」期間が半年伸びることになります。

再登録の手順

- ① 申請者は義務研修を受講したのち、兵庫県バレーボール協会指導普及委員長に連絡
まずは **義務研修を受講** してください。

兵庫県バレーボール協会指導普及委員長 安谷 佳高
連絡先 0798 - 47 - 6437 (武庫川女子大学附属高等学校内)
Mail hyogo.sidoufukyu.volleyball@gmail.com

(書類作成)

- ② 県指導普及委員長から **有効期限を確認** した上で、申請者に書類の送付
申請者へ 1. **指導者資格復活登録申請書兼申請要件調査書**
2. **指導者資格復活登録・再登録【審査料振込連絡票】** を送付します
- ③ 申請者から上記書類を指導普及委員長に提出
その後、日本バレーボール協会（以下 JVA と表記）指導普及委員会に郵送
- ④ JVA 事務局（振り込み指示）より申請者へ連絡
☞ 申請者は JVA 口座に審査料 3,000 円（現在）を振り込む
- ⑤ 申請者は振込通知書を FAX・郵送、メールにて JVA 事務局に送信
- ⑥ JVA 事務局での振り込み確認後、審査。
- ⑦ JVA から日本スポーツ協会（以下 JSPO と表記）に再登録申請

(審査)

- ⑧ 審査結果の通知
JSPO による審査結果の通知（再登録の可否）☞ JVA 事務局へ ☞ JVA 指導普及委員会 ☞ 兵庫県指導普及委員長へ連絡
- ⑨ 申請者（復活・再登録の方）
申請者（再登録 可の方） ☞ JSOP からの指示に沿って、速やかに手続きを完了する。
申請者（再登録 不可の方） ☞ 別途、指導普及委員会担当者と相談の上、対応を決定する。